

事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証/経営改善・再生支援強化型)

1 保証対象者

当協会の保証対象要件に該当し、以下に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

2 資格要件

制度要綱に定める計画に従い事業再生を行う中小企業者
(例1) 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
(例2) 中小企業活性化協議会や認定支援機関(405事業)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画など

3 保証限度額

個人・法人 2億8,000万円
組 合 4億8,000万円

4 資金使途

事業再生の計画の実施に必要な事業資金

ココをチェック!!

事業再生に必要な設備投資のためのニューマネーが必要となった場合等にご利用いただけます。

5 保証期間

- (1) 一括返済の場合 1年以内
- (2) 分割返済の場合 15年以内
 - (経営改善サポート保証の場合 据置期間1年以内含む)
 - (経営改善・再生支援強化型 据置期間3年以内含む)

6 その他

本制度は責任共有制度の対象となっていますが、本制度で責任共有制度対象除外の既保証を残高の範囲内で借り換えた場合は、責任共有制度対象除外となります。

【経営改善・再生支援強化型】

(連帯保証人)

必要となる場合があります。

経営者保証免除対応を適用する場合は、次の①及び②を満たす場合に経営者保証を免除することができます。

① 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金とのやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

(信用保証料)

責任共有制度の対象の場合、0.5%に相当する額が国から補助されます。責任共有制度の対象除外の場合、0.7%に相当する額が国から補助されます。ただし、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については国の補助の対象外となります。

※経営者保証免除対応適用の場合は、保証料率を0.2%上乗せし、それに伴い、国が補助する割合も0.2%に相当する額を上乗せされます。

※取扱期間は、令和7年3月14日から令和8年3月31日までとなっています。

■事業再生計画

① 要件

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

② 留意点

- (1) 最低3事業年度の計画が必要となります。
- (2) 申込日の概ね3か月以内に策定したものであることが必要です。
ただし、3か月以上前に策定された計画に修正を行い、継続して実施することとした修正計画でも対応可能です。

■金融機関へのお願い

- ① 中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況について報告を受けてください。
- ② 事業再生計画が制度要綱2. 資格要件に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合、当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行ってください。
- ③ 原則として3年間にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関自らの経営支援状況の報告を行ってください。
- ④ 中小企業者の実行状況を踏まえ、機関等と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行ってください。

